

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (現行のとおり)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、補助事業は、第8条の規定による交付決定のあった日(以下「交付決定日」という。)以降に着手し、<u>原則として交付決定日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。</u></p> <p>第5条～第7条 (現行のとおり)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 <u>知事は、前項の交付申請に係る補助事業の完了が交付申請日の属する年度の翌年度となる見込みである場合は、内容を審査の上、当該事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を同項の通知にあわせて申請者に通知するものとする。</u></p> <p>第9条 (現行のとおり)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。<u>ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、補助事業は、第8条の規定による交付決定のあった日(以下「交付決定日」という。)以降に着手し、交付決定日の属する年度の2月末日までに完了するものとする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(交付決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p>

改正後	現行
<p><u>(繰越承認申請)</u></p> <p><u>第11条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、当該年度の2月末日までに繰越承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない（第8条第2項の規定により繰越しが承認されている場合を除く。）。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第6号）に別表第3に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(額の確定)</u></p> <p><u>第13条 （現行のとおり）</u></p> <p><u>(交付決定の取消し)</u></p> <p><u>第14条 （現行のとおり）</u></p> <p><u>(取得財産の管理)</u></p> <p><u>第15条 （現行のとおり）</u></p> <p><u>(財産処分の制限)</u></p> <p><u>第16条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(額の確定)</u></p> <p><u>第12条 （略）</u></p> <p><u>(交付決定の取消し)</u></p> <p><u>第13条 （略）</u></p> <p><u>(取得財産の管理)</u></p> <p><u>第14条 （略）</u></p> <p><u>(財産処分の制限)</u></p> <p><u>第15条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付</u></p>

改正後	現 行
<p>け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第7号）により知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>（その他）</p> <p><u>第17条</u> （現行のとおり）</p> <p>別表第3（<u>第12条</u>関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書等）</p> <p>(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し <u>※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる。</u></p> <p>(5)～(7) （現行のとおり）</p> </div>	<p>け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第6号）により知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（その他）</p> <p><u>第16条</u> （略）</p> <p>別表第3（<u>第11条</u>関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し</p> <p>(5)～(7) （略）</p> </div>